

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者名称	公益社団法人山梨勤労者医療協会
所在地	山梨県甲府市宝一丁目9番1号
代表者名	理事長 深沢 眞吾
設立年月日	1963年3月23日
電話番号	055-222-6616

2. 法人の実施介護事業概要

- 1) 訪問看護、介護予防訪問看護
- 2) 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
- 3) 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- 4) 通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）
- 5) 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
- 6) 居宅介護支援
- 7) 地域包括支援センター（委託）

3. 居宅療養管理指導を実施する事業所の概要

事業所名	竜王共立診療所
所在地	山梨県甲斐市富竹新田 231-1
事業所指定番号	1911710232
管理者・連絡先	平田 理 電話 055-279-8611
サービス提供地域	甲斐市 甲府市 昭和町 南アルプス市 中央市
第三者評価の実施状況	なし

4. 事業所の職員体制等

医師	1名 以上
看護師	1名 以上

5. 営業日・営業時間

月～金曜日 午前9時から午後5時

土曜日 午前9時から午後1時

ただし、国民の祝日（振替休日含む）、5月1日、年末年始12月29日～1月3日、第4土曜日は除きます。

なお、利用者の状態によってはこの限りではありません。

6. サービス提供の主な目的と内容

◆目的

利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を定期的に訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより療養生活の質の向上を図ることが出来るように支援することを目的とします。

◆内容

医師は、通院が困難な利用者に対し、その居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援専門員に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供、並びに利用者若しくはその家族に対し療養上必要な指導及び助言を行ないます。

7. 利用者負担金・その他費用

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスであるときは、本人負担分の額とします。
その他の費用として、料金表に掲げたものについては定めた料金を申し受けます。

8. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族に連絡するとともに、管理者に報告し、必要な措置を講じます。

9. 災害発生時の対応

災害発生時は、関係機関からの情報や被害状況を把握し安全を確認した上で、業務を行います。ただし、その災害の規模や被害状況により、通常の業務を行わない場合があります。また、気象庁からの地震情報、災害情報及び予知情報等の発令の段階で、地域内での活動が危険と判断した場合は、業務を行わない場合があります。
災害の状況によっては、訪問先から従業員を避難させることがあります。

10. 相談窓口・苦情対応及び虐待防止相談窓口

サービスについてのご相談・苦情・虐待防止に関する相談を承ります。

1) 相談・苦情窓口

〈窓口担当〉 奈良 さゆり 電話 055-279-8611

当事業所以外に、市町村の介護保険相談窓口及び山梨県国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることもできます。

甲斐市役所 電話：055-276-2111
甲府市役所 電話：055-237-1161

山梨県国民健康保険団体連合会 住所：甲府市蓬沢一丁目 15-35
電話：055-233-2119
相談窓口専用電話 電話：055-233-9201
(毎週水曜日 午前9時～午後4時)

2) 虐待防止相談窓口

竜王共立診療所 電話：055-279-8611

甲斐市長寿推進課 電話：055-278-1693
甲府市役所 電話：055-237-1161
各 地域包括支援センター

山梨県健康長寿推進課 電話：055-223-1450

【説明確認欄】

サービス提供開始にあたり、利用者に対して料金表及び本書面により重要事項を説明しました。

年 月 日

〈所在地〉 山梨県甲府市宝一丁目 9 番 1 号
〈事業者〉 公益社団法人山梨勤労者医療協会
〈代表者名〉 理事長 深沢 眞吾
〈説明者〉 竜王共立診療所

私は料金表及び本書面により、事業者から重要事項の説明を受け同意しました。

(利用者)

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 印

連帯保証人

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 続柄： _____ 印